

令和3年度2月補正予算（追号）の概要

【補正規模】

(単位：百万円)

- ・ 現計予算額^(※1) **1,090,100 (①)**
- ・ **2月補正予算（追加提案分） 8,199 (②)**

2月補正後予算額(①+②) **1,098,300**

※1 現計予算額は、2月補正冒頭提案分議決(2月28日)後の額

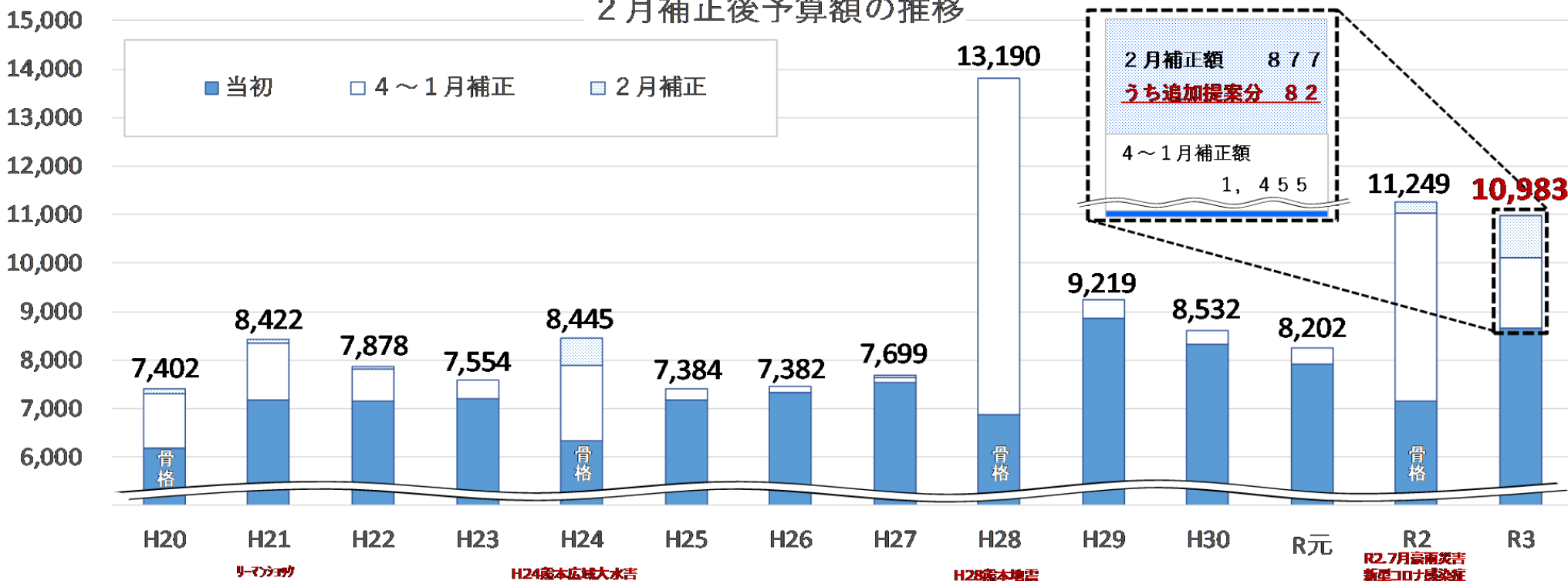
(②の財源内訳) 国庫支出金 6,783 繰入金^(※2) 824
諸収入 592

※2 全額県債管理基金繰入金

注 表示単位未満を四捨五入しているため、合計が合わないことがある

[億円]

2月補正後予算額の推移



参考：新型コロナウイルス感染症に係る予算化の状況

新型コロナウイルス感染症への対応

累計予算額 5,214億円

令和元年度 (単位:百万円)

	補正予算額	
		一般財源(※1)
2月補正2(2/28専決)	2,504	4
3月補正1(3/9専決)	2,527	27
3月補正2(3/18専決)	533	35
3月補正3(3/25専決)	243	97
計	5,808	164

令和4年度 (単位:百万円)

	補正予算額	
		一般財源(※1)
当初予算	111,635	2,282
計	111,635	2,282

R元～4年度累計 (単位:百万円)

累計	521,415	7,228
----	---------	-------

令和2年度 (単位:百万円)

	補正予算額	
		一般財源(※1)
4月補正(4/21臨時会)	23,570	807
5月補正1(5/1専決)	6,956	▲ 230
5月補正2(5/20専決)	9,127	9
6月補正	6,680	▲ 514
6月補正(追号)	31,219	▲ 0
7月補正1(7/2専決)	3,127	-
8月補正1(8/4臨時会)	35,511	252
8月補正2(8/21専決)	551	-
9月補正	13,344	8
11月補正	7,796	174
12月補正1(12/18専決)	222	-
12月補正2(12/29専決)	1,894	-
1月補正1(1/11専決)	2,803	-
1月補正2(1/15専決)	13,312	-
2月補正(2/5専決)	2,036	-
2月補正	18,274	1,619
2月補正(別冊)	3,172	-
3月補正(3/30専決)	▲ 8,983	-
計	170,609	2,123

令和3年度 (単位:百万円)

	補正予算額	
		一般財源(※1)
当初予算	81,648	1,435
4月補正1(4/16専決)	8,167	-
4月補正2(4/28専決)	1,504	-
5月補正1(5/5専決)	354	-
5月補正2(5/14臨時会)	8,269	-
5月補正3(5/20専決)	11,642	293
6月補正	6,714	280
6月補正(追号)	9,387	-
8月補正1(8/2専決)	15,379	-
8月補正2(8/10専決)	6,558	-
8月補正3(8/20専決)	8,128	-
9月補正	18,371	▲ 174
9月補正(追号)	11,373	3
9月補正(追号2)	3,111	-
11月補正	2,094	191
11月補正(追号)	3,376	-
1月補正(1/21専決)	14,565	92
2月補正	5,638	▲ 404
2月補正(別冊)	8,887	118
2月補正(追号)	8,199	824
計	233,363	2,659

※1 一般財源の額は財政調整用4基金及び繰越金の活用額を記載

※2 表示単位未満を四捨五入しているため、合計が合わないことがある

令和3年度2月補正予算（追号）に係る事業

予算額 81億99万円(8億24百万円)

※()内の計数は一般財源。以下同じ

○ 新型コロナウイルス感染症への対応に係る事業について、補正予算を計上

I 新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応

81億99百万円（8億24百万円）

1 感染症の拡大防止

(1) 高齢者施設・小学校等における集中的検査及び社会機能維持検査の実施 個別資料あり 16億49百万円(8億24百万円)

入所系の高齢者施設等の従事者を対象とした週1回程度の抗原検査を、通所系等施設及び保育所等の従事者や小学校の教職員等にも拡充し、かつ当該職員が濃厚接触者となった場合の自宅待機を早期解除するための抗原検査の支援も実施

2 県民生活・県経済への影響の最小化

(1) 飲食店に対する営業時間短縮要請に伴う事業者への支援 個別資料あり 59億98百万円(-)

まん延防止等重点措置の期限延長を踏まえた、飲食店への営業時間短縮要請に係る協力金の支給

3 地域経済や県民生活の回復

(1) 飲食店における感染防止のための県認証取得の促進 個別資料あり 5億53百万円(-)

県認証制度の基準に沿った衛生設備導入等に取り組む飲食店に対する助成

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が合わないことがある

I-1-(1) 高齢者施設・小学校等における集中的検査及び社会機能維持検査の実施【新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応】

拡

予算額16億49百万円（8億24百万円）

高齢者施設等におけるクラスター発生防止対策事業 [高齢者支援課]
 学校におけるクラスター発生防止対策事業 [学校人事課]

- 入所系の高齢者施設等の従事者を対象に週1回程度実施している抗原検査を、通所系等の施設や12歳未満の児童のいる保育所等の従事者、小学校の教職員等にも拡充し、新型コロナウイルスの感染者を早期に探知し、クラスター発生の防止を図る
- さらに、各施設等が事業継続できるよう、高齢者等の特に支援が必要な方々が利用する社会福祉施設、保育所等の従事者や小学校の教職員等「社会機能維持者」が濃厚接触者となった場合に、自宅待機を早期解除するための抗原検査の支援も併せて実施

<現状・課題>

- 本県の感染状況は第5波と比較して厳しい状況にある
- 福祉施設や小学校等においても、職員等に感染者が出ており、クラスターも発生している状況

- 高齢者施設等の従事者を対象とする抗原検査を継続するとともに、対象を通所系等の施設及び保育所等の従事者や小学校の教職員等にも拡充
- さらに、濃厚接触者となった社会機能維持者の自宅待機を早期に解除するための抗原検査の支援も併せて実施

感染者の早期探知、クラスター発生防止



社会機能維持者が従事する施設等の事業継続

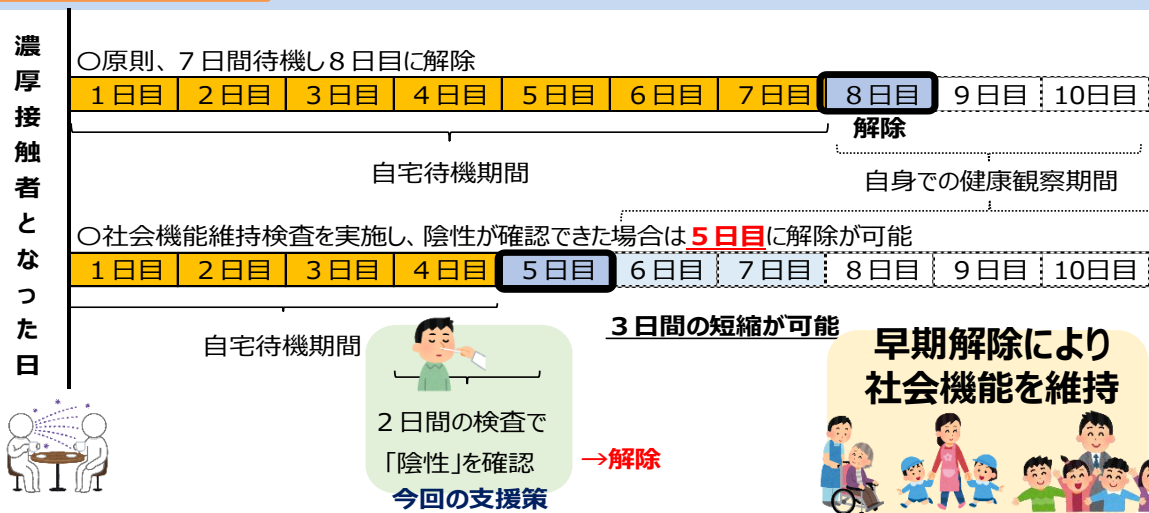
<目的・概要>

- 事業内容：高齢者施設・保育所等の従事者や小学校の教職員等の抗原検査を実施
- 対象者：高齢者施設・障がい者施設・保育所・児童福祉施設・救護施設等の従事者、小学校の教職員等（熊本市は別途実施）
- 実施期間：感染拡大が落ち着くまで当面の間 ※感染状況等に応じて延長等を適宜判断
- 事業費：16億49百万円
- 実施主体：県
- 負担割合：国1/2（感染症予防事業費等国庫負担金）、県1/2

対象：約5,700施設、約63,000人

<イメージ図>

社会機能維持のための検査 ※集中的検査は週1回程度実施



I-2-(1) 飲食店に対する営業時間短縮要請に伴う事業者への支援

【新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応】

予算額59億98百万円（－）

営業時間短縮要請協力金事業 [商工政策課]

- 県は、まん延防止等重点措置区域の指定を行った県内全域の飲食店等に対して、営業時間短縮の要請を3月21日(月・祝)まで延長
- 営業時間短縮の要請に全面的に応じていただいた事業者に対して、要請内容及び売上規模に応じ一日あたり2.5万円～20万円の協力金を支給

< 認証店 (熊本県感染防止対策認証店) >

1 要請内容 ※①②のいずれかを選択可(注1)

①営業時間を午後9時までに短縮すること

・酒類提供可

②営業時間を午後8時までに短縮すること

・終日の酒類提供・持ち込みは行わないこと

2 対象者：午後8時を超えて営業している飲食店等

3 区 域：熊本県内全域

4 期 間：3月7日(月)～3月21日(月・祝) (15日間)

(注1)2月14日(月)から3月6日(日)までの要請において既に選択された内容を3月7日(月)時点で変更できます。ただし、3月7日(月)以降の要請期間において、その対応は統一してください

< 非認証店 >

1 要請内容

営業時間を午後8時までに短縮すること

・終日の酒類提供・持ち込みは行わないこと

2 対象者：午後8時を超えて営業している飲食店等

3 区 域：熊本県内全域

4 期 間：3月7日(月)～3月21日(月・祝) (15日間)

< 申請期間(予定) >

3月22日(火)～4月22日(金)

※時短要請期間延長等の場合は、申請期間を変更する可能性があります

< 問い合わせ先 >

コールセンター：096-333-2828

受付時間：午前9時～午後5時(土日・祝日休み)

※ただし3月5日(土)・6日(日)は窓口開設

<見回り> 飲食店等に対して実地調査を実施

< 協力金算定方法 >

・中小企業等 (売上高方式)

認証店① (営業時間を午後9時までに短縮)

非認証店 (営業時間を午後8時までに短縮)

前年度、前々年度又は前々々年度の 1日あたりの売上高	1日あたりの給付額
8万3,333円以下 (年間：～約3,000万円)	2万5,000円
8万3,334円～25万円 (年間：約3,000万円～約1億円)	前年度、前々年度又は前々々年度の 1日あたりの売上高の 3割
25万円超 (年間：1億円～)	7万5,000円

認証店② (営業時間を午後8時までに短縮)

前年度、前々年度又は前々々年度の 1日あたりの売上高	1日あたりの給付額
7万5,000円以下 (年間：～約3,000万円)	3万円
7万5,001円～25万円 (年間：約3,000万円～約1億円)	前年度、前々年度又は前々々年度の 1日あたりの売上高の 4割
25万円超 (年間：1億円～)	10万円

※1日あたりの売上高

前年度、前々年度又は前々々年度の確定申告書の控え等に記載された時短要請月と同月の売上高 ÷ 当該月の日数

・大企業 (売上高減少方式)

※中小企業等も選択可

[1日あたりの給付額]

前年度、前々年度又は前々々年度からの1日あたりの売上高減少額×4割

※上限額は以下のとおり

認証店①・非認証店の場合：20万円又は前年度、前々年度又は前々々年度の1日あたり売上高×3割の
いずれか低い額

認証店②の場合：20万円

※1日あたりの売上高減少額

(前年度、前々年度又は前々々年度の時短要請期間と同じ期間の売上高 - 今年度の同期間の売上高) ÷ 当該期間の日数

< 申請方法・受付開始日 > 電子申請 (郵送も可) [要請期間ごとに協力金の申請を行っていただきます]

営業時間短縮要請期間	令和4年1月21日(金)～2月13日(日)	令和4年2月14日(月)～3月21日(月・祝) (注2)
協力金申請受付開始日	現在受付中 ※4/1(金)まで受付期間延長	【予定】令和4年3月22日(火)から

(注2) 2月14日～3月6日の期間の協力金については、3月7日～3月21日までの分と合わせて受付を開始します

<協力金負担割合> 国8/10 [協力要請推進枠]、県1/10 [コロナ臨時交付金]、市町村1/10※調整中

I-3-(1) 飲食店における感染防止のための県認証取得の促進

【新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応】

予算額5億53百万円（一）

飲食店認証取得促進事業 [観光交流政策課]

- 国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、都道府県は飲食店の見回りを進めるとともに第三者認証制度の確実な運用を図るとされたため、令和3年度から県内統一基準による飲食店認証制度の運用を開始
- 県民が安心して飲食店を利用できる環境づくりを進めるため、衛生管理設備導入等の支援を行いながら、認証店における感染防止対策水準の確保のために継続的な運用を図る

<現状・課題>

- 国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、都道府県は飲食店の見回りを進めるとともに、第三者認証制度の確実な運用を図るものとされた
- 本県においては、令和3年6月から県内統一基準による認証制度の運用を開始
- 飲食店の取り組みを促進するために、県認証制度の基準に沿った感染防止対策を支援



県民が安心して飲食店を利用
できる環境づくりの推進

<事業概要>

- 全体事業費：6億12百万円（県事業費：5億53百万円）
- 事業目的：県認証制度の基準に沿った小規模衛生設備導入や換気設備改修を支援し、感染防止対策を推進

<対象>

- ① 県認証制度の基準に沿った感染防止対策（小規模衛生設備、CO2測定器導入等）に取り組む飲食店
- ② 県認証制度の基準に沿った必要換気量確保のための換気設備改修に取り組む飲食店（注）

（注）施設の構造等により、認証取得には換気設備改修が必要となる店舗に限る

<補助上限額>

- ① 1店舗当たり50万円
- ② 1店舗当たり100万円

- 負担割合：県9/10 コロナ臨時交付金、飲食店1/10
但し、令和4年度受付分からは、県3/4、飲食店1/4

- 事業期間：令和3～4年度

<イメージ図>

